

【返戻金制度について】

ご紹介した求職者の自己都合による退職または、過失等による懲戒解雇となった場合は、紹介手数料を下記、紹介手数料返戻金表に基づき返還する。

- (1) 求職者が死亡、天災事変等の不測の事態の場合は返還の適用を除外する。
- (2) ご紹介先の責に帰すべき事由による場合は返還の適用を除外する。
- (3) 6ヶ月の紹介予定派遣後にご紹介先に採用された場合は返戻金の適応を除外する。
但し、派遣期間が6ヶ月未満については、当該期間を除いた期間を適応する。
(例：派遣期間3ヶ月→「下記4ヶ月以内で退職した場合」より適応する。)

紹介手数料返戻金表（一括請求した場合に適用）

1ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の100%返還
2ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の75%返還
3ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の60%返還
4ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の50%返還
5ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の40%返還
6ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の30%返還
6ヶ月以降	紹介手数料の0%返還